

別表

経費	
1 普及指導員設置費	普及指導員の給与として支出する経費のうち次の経費 1 職員手当 (1) 奉給（本俸） (2) 諸手当 ア 期末手当及び勤勉手当 イ 調整手当 ウ 扶養手当 エ 農林漁業普及指導手当 オ 通勤手当 カ 住居手当 キ 寒冷地手当 2 共済費（共済組合負担金のうち長期掛金） 3 災害補償費（公務災害補償費）
2 普及活動費	要綱及び水産業改良普及事業交付金交付要綱（以下「要綱等」という。）により、普及指導員の行う巡回指導、情報・資料の提供、沿岸漁業等の従事者等に対する研修会・講習会の開催及び普及活動に必要な調査の実施に要する経費
3 普及指導員室運営費	要綱等に基づき、普及活動の効果的・効率的な推進を図るために行う巡回指導施設、指導用機材及び情報・資料の整備に要する経費
4 普及指導員研修費	要綱等に基づく普及指導員の研修の実施（国が実施する研修への派遣を含む。）に要する経費

(注) 本俸、扶養手当、調整手当、通勤手当、特別手当（期末手当及び勤勉手当）及び住居手当については一般職員の職員の給与に関する法律の規定に準じ、寒冷地手当については国家公務員の寒冷地手当に準じ、公務災害補償費については地方公務員災害補償法の規定に基づき、共済組合長期掛金については地方公務員等共済組合法の規定に基づき、農林漁業普及指導手当については「林業及び水産業の改良普及事業に従事する職員に対する農林漁業普及指導手当の支給について」（昭和39年8月31日付け39林野普第351号農林次官依命通知）の規定に基づくものとする。

別紙様式

番号  
年月日

水産庁長官 殿

県(都道府)知事

氏名印

平成 年度水産業改良普及事業実施計画書

平成 年度水産業改良普及事業実施計画を下記のとおり作成したので、水産業改良普及事業推進要綱(平成17年3月16日付16水推1023号農林水産事務次官依命通知)第5の規定に基づき提出する。

記

1 事業実施の方針

(事業実施の必要性等についての基本的な考え方を簡潔に記述する。)

2 事業実施計画の概要

(1) 水産業普及指導員設置計画

設置場所			設置人数	担当区域	担当漁協		担当漁業者グループ		備考
No.	地名	名称			漁協数	組合員數	グループ数	グループ人数	
1				人					
2									
3									
4									
合計							人		人

(注) 1 本表には、当該年度の4月1日現在における状況を記載すること。

2 担当区域欄には、郡(町村)を記載すること。

3 担当漁協及び担当研究グループの欄は合計欄のみ記入すること。

( 2 ) 普及活動計画

区分	延べ日数	主な内容	備考
管内普及活動	日		
県(都道府)外情報収集活動			
計			

( 3 ) 水産業普及指導員室運営計画

区分	No.	地名	名称	人員	既設 数量	年度整備計画					備考	
						自動車		普及活動機材				
						規格	台数	品名	規格	員数		
水産業 普及指 導員室	1 2 3 4				台		台					
計												

- (注) 1 既設数量欄には、本事業により設置したもので稼働している自動車の数を、また、それらの設置年度を括弧書きで記載すること。
- 2 自動車について整備計画がある場合は、備考欄に新規又は更新の別及び更新のものについては被代車の設置年度を記載すること。
- 3 自動車については、排気量550～1,600ccライトバンとすること。

( 4 ) 水産業普及指導員研修計画

研修名	参加予定人員	開催予定地	開催予定期間	主な研修課題	備考
計					

3 事業の内容および事業費等

区分	本年度事業費	前年度事業費	備考
1 水産業普及指導員設置費	円	円	
2 普及活動費			
( 1 ) 旅費			
( 2 ) 費			
3 水産業普及指導員室運営費			
( 1 ) 四輪自動車設置費			
( 2 ) 普及活動機材費			
4 水産業普及指導員研修費			
計			